

2026年3月27日

投資家の皆様へ

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

「ドイチェ・ライフ・プラン 30/50/70」
約款変更決定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「ドイチェ・ライフ・プラン 30」、「ドイチェ・ライフ・プラン 50」、「ドイチェ・ライフ・プラン 70」(以下それぞれを「各ファンド」といいます。)の信託期間を 2027 年2月 10 日(水)までとする約款変更に関しまして、2026 年2月 18 日(水)現在の各ファンドの受益者の方を対象に、法令及び信託約款の規定に基づき異議申立ての受付を行いました。

その結果、各ファンドにおいて、異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が 2026 年2月 18 日(水)現在の受益権総口数の二分の一を超えませんでしたので、当初の予定どおり 2026 年4月 1 日(水)に約款変更を行い、2026 年4月 22 日(水)付で信託期間を 2027 年2月 10 日(水)までとすることとなりましたのでご案内申し上げます。

各ファンドへの投資をご検討いただく際には十分ご留意下さいますよう、宜しく願い申し上げます。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更の内容及び理由

各ファンドは、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券(以下、それぞれを「各マザーファンド」といいます。)を主要投資対象としますが、各ファンド及び各マザーファンドの運用残高の減少に伴い、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難な状況になっております。

このような状況の中、弊社は、各ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって最善であると判断いたしました。しかしながら、各ファンドは一部確定拠出年金での取扱いがあり、諸手続きに時間を要するため、直ちに信託終了(繰上償還)を行うのではなく信託期間を 2027 年2月 10 日(水)までとする変更を行います。

2. 今後の取得申込み及び解約請求の受付期間

取得申込みの受付	2026年3月30日(月)まで
解約請求の受付	2027年2月9日(火)まで

(注)「異議申立て」とは、投資信託及び投資法人に関する法律に定められた手続きであり、約款の重大な変更や信託終了(繰上償還)を行う際に必要とされる手続きです。なお、当該手続きは、確定拠出年金制度においては、資産管理機関に対して行われるものであり、加入者の皆様に対して行われるものではありません。

以上